

花巻市条件付一般競争入札実施要領

(平成 23 年 3 月 28 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 この要領は、花巻市が発注する建設工事に係る地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)に関し、花巻市財務規則(平成 18 年花巻市規則第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条件付一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事とし、設計額が 200 万円を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の復旧等特に緊急を要する工事、施工上特殊な専門的技術(特許工法等を含む。)を必要とする工事その他市長が条件付一般競争入札に適さないと認める工事は、対象としない。

(入札参加資格)

第 3 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年花巻市告示第 9 号。以下「要綱」という。)第 3 条に規定する資格基準のほか、次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

(1) 要綱第 6 条に規定する市営建設工事請負資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者で、市内に本店を有するものであること。ただし、当該者が対象工事を適正に施工することが困難であることが明らかであるときは、当該者以外の者を資格の対象とすることができる。

(2) 当該市営建設工事の設計額に応じた等級別区分がされた者であること。

(3) 花巻市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱(平成 18 年花巻市告示第 10 号)に基づく指名停止措置等を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

(5) 対象工事の現場に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

(6) 電子証明書を取得し、花巻市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により利用者登録を行っているものであること。

2 前項に掲げるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに市長が定める。

3 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は、当該共同企業体の構成員について、第1項の規定を準用する。

4 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）が開札までに第1項に定める資格基準又は要件のいずれかに該当しないこととなった場合は、当該入札に参加できないものとする。

（入札の公告）

第4 規則第114条の規定による条件付一般競争入札の公示は、入札公告（様式第1号。以下「公告」という。）により行うものとする。

2 前項の公告は、花巻市入札情報公開システム（以下「公開システム」という。）に掲載して行う。

（設計図書の縦覧等）

第5 入札参加希望者は、対象工事の仕様書、図書及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）の縦覧の期間及び場所は、公告において指定するものとする。

（入札の参加申請）

第6 入札参加希望者は、花巻市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「確認申請書」という。）を公告に定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、確認申請書を提出した入札参加希望者の登録資格等の基本的な確認を行い、入札参加資格がないと認めるときは、申請を受理しないものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第7 設計図書等に関する質問は公告に定める期間内において、原則、電子入札システムにより行い、回答は公開システムに掲載するものとする。

（入札の執行）

第8 入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、2回に限り再度入札を行う。この場合において、1回目の入札参加者が1者又は無効の入札等により、再度の入札に参加できる者が2者に満たず、競争性が失われると認められるときは、市長が特に定める場合を除き、再度入札は行わない。

（入札書等の提出方法）

第9 入札書の提出は、入札金額等の入力を電子入札システム内で行い、工事費内訳書を併せて提出することを求められた場合は、入札書に電子ファイルとして添付し、公告等により指定された期間内に提出することとする。

2 紙入札による入札書の提出は、「市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札運用基準」によるものとする。

3 提出した入札書等は、撤回又は差替えをすることができない。

（入札の無効）

第10 公告に示す入札参加資格に該当しない者及び虚偽の申請を行った者による入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(開札)

第11 開札は、公告等で指定する日時及び場所において、発注者の電子入札システムにより、入札書の電子ファイルを開くことにより行う。ただし、対象工事に紙入札がある場合には、当該入札書を入札公告に示す日時、場所において開札し、その内容を電子入札システムに入力した後に、対象工事の電子ファイルを開く。

(落札候補者の決定)

第12 開札の結果、有効な入札を行った者であって、予定価格の制限の範囲内で、かつ、花巻市最低制限価格制度事務処理要領に定める最低制限価格以上の価格をもって入札したもののうち、最も低い価格の者を落札候補者として決定する。

2 開札の結果、無効とされない入札を行った者であって、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も低い価格の者が複数となった場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。

3 市長は、落札候補者を決定したときは、直ちにその旨を落札候補者に通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第13 開札後、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、公告に定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
- (2) 建設業許可書の写し
- (3) 技術者配置調書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第14 開札後、落札候補者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、参加資格確認通知書に理由を付してその旨を通知するものとし、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（同価格入札者が2人以上あるときは、くじにより定めた者。以下「次順位入札者」という。）を落札候補者とみなして、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格があると認めるときは、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めるときは、この項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(落札者の通知)

第15 市長は、落札者を決定したときは、電子入札システムにより、直ちにその旨を当該入札参加者に通知するものとする。

(入札結果の公表)

第16 対象工事の入札結果は、公開システムに掲載するものとする。

2 入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の間合わせには、一切応じないものとする。

(補則)

第17 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行し、施行日以後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

(花巻市営建設工事受注希望型指名競争入札試行要領の廃止)

2 花巻市営建設工事受注希望型指名競争入札試行要領は、平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則 (平成26年3月24日財務部長決裁)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、施行日以後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

附 則 (令和3年3月8日財務部長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する

(花巻市条件付一般競争入札試行要領の廃止)

2 花巻市条件付一般競争入札試行要領は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則 (令和3年5月19日財務部長決裁)

この要領は、令和3年5月19日から施行し、施行日以後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

附 則 (令和5年6月29日財務部長決裁)

この要領は、令和5年7月1日から施行し、施行日以後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

附 則 (令和8年1月22日財務部長決裁)

この要領は、令和8年1月22日から施行する。

様式第1号（第4関係）
花巻市公告第 号

入札公告

花巻市営建設工事について、条件付一般競争入札を次のとおり執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

年 月 日

花巻市長

1 工事概要

- (1) 工事名
- (2) 工事場所 花巻市 ○○ 地内
- (3) 工種 ○○工事
- (4) 工事内容
- (5) 完成期限 年 月 日 ()

2 設計図書等縦覧期間及び場所

- (1) 期間 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
- (2) 場所 花巻市公式ホームページの入札情報システムに掲載

3 入札等の予定日時

- (1) 入札締切日時 年 月 日 () 時 分
- (2) 開札予定日時 年 月 日 () 時 分
- (3) 再入札の場合 ・入札2回目 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
・入札3回目 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

4 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (4) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）の有効期限（審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (5) 対象工事の現場に法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。なお、監理技術者等については、開札日の前日までに雇用している者を配置することができること。
- (6) 入札参加資格確認申請書を提出する日から開札の時までの間に、花巻市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱（平成18年花巻市告示第10号）に基づく指名停止等を受けていないこと。
- (7) ・ 年度に係る花巻市営建設工事入札参加資格者名簿に、市内に本店を有する業者として、
○○工事 級に登録されていること。
- (8) 市税、法人税（個人にあっては、申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 入札参加方法

- (1) 入札参加希望者は、入札書、工事費内訳書、花巻市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）を電子入札システムにより3（1）の入札締切日時までに提出すること。
- (2) 発注者から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札書、工事費内訳書、花巻市条件付一般競争入札参加資格確認申請書を3（1）の入札締切日時までに持参により提出すること。
- (3) 特段の理由があり、紙入札により参加を希望する場合は、3（1）入札締切日時の前日正午までに、紙入札参加承諾願及び花巻市条件付一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出すること。発注者に承認された場合は、3（1）の入札締切日時までに、入札書、工事費内訳書を持参により提出することができる。
- (4) 各書類の提出先は、13（1）の担当部署とし、提出書類の様式については、花巻市公式ホームページに掲載している様式を用いること。

6 設計図書に対する質問及び回答

- (1) 方法 電子入札システムを通じて行うものとし、回答は入札情報公開システムに掲載する。
- (2) 受付期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

7 入札保証金 免除

8 予定価格 契約締結後に公表する。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をしたもののうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として、落札候補者決定通知を発行したうえ、入札参加資格確認書類の提出を受け、入札参加資格を確認した後、落札者を決定する。
- (2) 落札を決定した場合は、入札参加者に通知し、入札情報公開システムにおいて公表する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格通知書（無資格）により通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

10 入札参加資格確認書類

(1) 入札参加資格確認書類等及び提出部数

- ア 直近の有効な経営事項審査の総合評価値通知書の写し 1部
- イ 当該工事の工種に係る建設業許可書の写し 1部
- ウ 技術者配置調書（様式第3号） 1部
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限及び提出方法

- ア 提出期限 落札候補者決定通知日の翌日（花巻市の休日に関する条例（平成18年花巻市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）午後8時までとする。
- イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。添付書類の合計ファイルサイズが、圧縮後において3MBを超える場合は、花巻市財務部契約管財課へ持参又は郵送により提出するものとする。持参期限は、落札候補者決定通知日の翌日午後4時30分までとする。

11 契約保証金 契約額の10分の1

12 その他

- (1) 入札参加者は、花巻市条件付一般競争入札実施要領に記載されている事項を遵守すること。
- (2) 入札において不正又は不誠実な行為があったと認められるときは、落札候補者の決定を取り消すことがある。

- (3) 不調の場合、談合情報があった場合など、市において調査が必要になった際には、設計図書に基づく内訳書の提出を求めることがある。
- (4) このほか、市長の指示に従うこと。

13 担当部署

- (1) 入札に関する事項 花巻市 部 課 係 (電話0198- -)
- (2) 設計に関する事項 花巻市 部 課 係 (電話0198- -)

年 月 日

花巻市条件付一般競争入札参加資格確認申請書

花巻市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付けで公告のあった建設工事の競争入札に参加したいので、
一般競争入札参加資格の確認について申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 開札予定日 年 月 日

2 工事名 _____ 工事

3 業種・等級区分 _____ 工事・ _____ 級

4 参加区分 単体 ・ 企業体の代表者 ・ 企業体の非代表者

（該当する参加区分を○で囲んでください。）

技 術 者 配 置 調 書

（商号又は名称） _____

（工 事 名） _____

区 分 (※1)		<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者	現場代理人
氏 名			
資格 ・ 免許	名 称		
	登録番号		
実務経験 (※2)		年 月	
雇用（入社）年月日 (※3)		年 月 日 雇用	
工 事 経 験 (※4)	工 事 名		
	発注者名		
	施工場所	(都道府縣市町村名)	(都道府縣市町村名)
	請負金額 (税込)		
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	工事概要		

- ※1 区分の主任技術者・監理技術者のいずれかの□にチェックを記入すること。
- ※2 実務経験者の場合は、実務経験年数を記入すること。
- ※3 監理技術者等は、開札日の前日までに雇用している者であること。
- ※4 工事経験欄は、完成済でかつ契約金額の大きい官公庁発注工事を優先的に記載のこと。